


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例 東大和市職員の給与に関する条例施行規則			
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 改正理由 平成30年東京都人事委員会勧告に準じた、給与改定を実施する。					
(2) 主な改正内容 <東大和市職員の給与に関する条例の一部改正> 1 特別給(賞与)を0.1月(再任用0.05月)引上げ、勤勉手当に配分する。 2 初任給を1,000円引上げる。 3 初任給引上げのため、初任層を較差の範囲内で引上げる等、行政職給料表(1)及び(2)の一部を改定する。 <東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第39号)の一部改正> 4 経過措置となっている係長職以下の勤勉手当を0.1月(再任用0.05月)引上げる。					
(3) 施行日 公布の日から施行。ただし、上記2～3に係る改正規定は平成31年4月1日から施行する。上記1及び4に係る改正規定は平成30年6月1日から適用する。					
(4) 影響及び効果 地域の実情を反映した東京都人事委員会の勧告に準じた対応となる。					
2. 経過(現時点に至るまでの経過)					
平成30年 8月10日 人事院勧告					
平成30年10月12日 東京都人事委員会の勧告					
平成30年11月29日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等)					
職員組合からの同意後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。上記の条例を改正する議案を平成30年第4回市議会定例会に提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。